

★1 せっかくの応募を無駄にしない為に

面接辞退を防ぐ！

面接辞退防止に有効な、応募者へのコンタクトの取り方をご紹介します！

◎ 折り返し連絡は遅くとも翌日中に

求職者の6割以上は当日から翌日中に応募の折り返しが欲しいと考えています。

◎ 面接日程は複数提示する

予定がなかなか合わず何度も連絡を取るのは手間がかかり、その間に他で採用が決まってしまう可能性が高まります。

◎ こまめにリマインド連絡を入れる

応募者が面接日時をあらためて確認できるだけでなく、雇用主側も返信があるかどうかで応募者の面接への意欲を確かめられます。

入社辞退を防ぐ！

面接の対応次第で入社辞退にも！属性別にみた面接のポイント…

出典：パーソルグループ×東京大学中原淳研究室共同研究「アルバイト・パート成長創造プロジェクト」(2016)
「面接担当者調査／パート・アルバイト一般従業員調査」http://rc.persol-group.co.jp/research/data/hitodata_008

		主婦層	学生層	フリーター層
面接時の 職場印象	面接に行った時、既存の従業員の対応が丁寧だった	◎◎	△	○
	面接した場所はきれいに整理整頓されていた	◎	△	△
	合否連絡のスケジュールを正確に伝えてもらった	—	△	○
仕事内容 ・シフトの 擦り合せ	面接で、自分の希望する仕事内容をしっかり聞いてもらった	◎◎	◎	◎◎
	面接で、自分の希望する勤務時間をしっかり聞いてもらった	○	—	○
	面接では、具体的な仕事内容が理解できた	○	—	△
目標・理念	面接では、会社や職場の目標や理念がわかった	—	◎◎	○
職場に ついての 付帯情報	面接では、どんなスタッフがいるのかが理解できた	—	△	△
	面接では、仕事の仕方が理解できた	△	—	—

【主婦層】

来社時の対応や職場の整理整頓
具合などに最も敏感に反応し
意欲につながっています

【学生層】

会社や職場の理念や目標を
理解できたとき意欲が高まります

【フリーター層】

「仕事内容」への自分の希望を
聞いてくれるかを最も気にしている
様子がうかがえます

現状の人材不足の下では「いかに応募者を仕事へと動機づけるか」が重要になってきます。
まずは「見極める面接」から「動機づける面接」へと面接官の意識を転換し、属性ごとの特徴を理解しながら、
貴重な応募者から入社を断られない面接に努めることから始めましょう！

早期離職の予防にも！

早期離職の理由として多くあげられるのが、「面接時の説明と仕事の量や内容が違う」

「入社前の職場のイメージと違う」といった事前の想定とのギャップ。

属性に合わせて応募者が何をを知りたいと思っているのか、何を希望しているのかを把握し、ニーズに合わせた
対応ができるように準備をし、面接では伝えるべきことは伝え、応募者の希望のヒアリングと、
お店の魅力をアピールすることが、早期離職を防ぐことにもつながります。

★2 アルバイトの定着は「初日」の対応が大切！

◎ アルバイトが「辞めよう」と決意するのは、実は初日が多い！

アルバイトの初期退職は、90日（3か月）がピークだと言われていますが、
実は1か月で辞めてしまう人も負けず劣らず多いです。
これは、初日に辞めようと思っただけのもの、すぐに辞めるのもためらわれるために
1か月程度我慢してから辞めるというパターンが多いからなのです。

◎ アルバイト初日に「辞めよう」と思わせないために…

放置しない姿勢がアルバイトの定着につながる！！

① 仕事をする上で重要なことは初日に教える

★スタッフ入口はどこか、テナントにおけるルール、休憩所の決まり事などの
些細なことでも丁寧に教えてあげることで不安を払拭してあげることができます。

② マンツーマンでレクチャーする

★頼れる先輩が近くにいることで安心して働ける環境づくりも大切です。

③ 店舗レベルではなく、会社で一律の教育・育成計画がある

忙しくても丁寧に接することで、「自分は必要とされている」と感じ、初日から「辞めよう」という気持ちにならなくなるのです。
もちろん、これは初期退職の時期を過ぎてても同じです。定着率アップのためにしっかりと寄り添う指導を行っていきましょう。

出典：an repot 店長スキルアップ塾「すぐ辞めてしまう…」問題を解決する定着率を上げる人材育成法

★3 有給を消化してもらわないと罰金！？

◎ 「年次有給休暇の時季指定義務」

**2019年4月1日より
有給休暇の消化が義務化！**

要するに、10日以上の有給休暇が付与
されている労働者に、1年間で5日以上、
有給消化をしてもらわなければならない。

◎ そもそも有給休暇とは

下記条件を満たした労働者に付与される、「賃金が支払われる休日」のこと。

※労働者…雇用形態に関わらず、正社員、アルバイト、パートも含まれる

条件① 入社日から6か月以上、継続して働いている

条件② 会社で決められた労働日の8割以上、出勤している

**勤務日数や勤続年数によって、
付与される有給休暇日数が変わる！**



例：仮に週に1日の勤務だとしても、半年以上
働けば1日分は有給休暇がもらえる！

**5日以上有給消化していないこと分かれれば、刑事罰として30万円以下の罰金が科せられることも！
全従業員の有給休暇日数を管理する帳簿等の作成をお勧めします！**